

宿毛市が発注する建設工事の債権譲渡（地域建設  
業経営強化融資制度）の承諾に関する取扱要領

令和元年10月7日

（趣旨）

第1条 この要領は、宿毛市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。）を受注している建設業者が、公共工事に係る工事請負代金の債権の譲渡を活用した地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「融資制度」という。）を利用する場合における、宿毛市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる者）

第2条 債権譲渡の承諾の対象となる者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者のうち、宿毛市が発注した工事を受注し、及び施工している建設業者（以下「受注者」という。）とする。

（対象となる工事）

第3条 債権譲渡の承諾の対象となる工事は、工事請負代金額が500万円以上で、次に掲げるものを除く工事とする。

(1) 次に掲げる工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事

(2) 宿毛市が役務的保証を必要とする工事

(3) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

2 前項第1号ウにあつては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。この場合において、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので注意すること。

（譲渡債権の範囲）

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、契約書第31条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する工

事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する宿毛市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約書第50条第1項に定められた出来形部分の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の宿毛市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合は、債権譲渡契約証書（第2号様式）第1条第1項第5号及び第7号の金額は変更後のものとする。

3 受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合は、受注者が債権譲渡先に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

（債権譲渡の承諾時期）

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高（第3条第1項第1号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高。同号ウにあっては、工事全体に係る出来高。）が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。なお、承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、工事履行報告書（第3号様式）により行うものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とする。

（譲渡債権が担保する範囲）

第7条 融資制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

（履行保証との関係）

第8条 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合は、受注者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

（債権譲渡承諾の申請書類）

第9条 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合は、次に掲げる書類を受注者から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（第1-1号様式両面（債務負担行為

に係る工事の場合においては、第1-2号様式両面) ) 3通

(2) 受注者と債権譲渡先の押印済の債権譲渡契約証書(第2号様式)の写し 1通

(3) 工事履行報告書(第3号様式) 1通

(4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 前各号に掲げるもののほか、保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾)

第10条 宿毛市は債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡承諾書(第1-1号様式裏面若しくは第1-2号様式裏面)の確定日付欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる通し番号を記載し、押印のうえ受注者及び債権譲渡先に各1通を交付するとともに、1通を保管するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 宿毛市は、申請に係る工事が第3条各号に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないものとする。この場合においては、速やかに受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第5号様式)を交付しなければならない。

(支払計画等の提出)

第12条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払状況及び支払計画書(第9号参考様式)を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画書(第9号参考様式)の写しを受けて確認するものとする。

(出来高確認)

第13条 融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続き等において、出来高確認が必要な場合は、原則として債権譲渡先が出来高確認を行う。

2 債権譲渡先は、前項による出来高確認を行うにあたり、現地確認の必要がある場合は、宿毛市に対して工事出来高確認協力依頼書(第6号様式)を提出しなければならない。この場合において宿毛市は、工程に支障の無い範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告書等の要求)

第14条 受注者及び債権譲渡先は、宿毛市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約(第10号参考様式)を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて宿毛市に融資実行報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

い。

- 2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第16条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに宿毛市に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先からの債権金額の請求)

第15条 債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(第8号様式) 1通
- (2) 宿毛市の押印がなされた債権譲渡承諾書及び債権譲渡承諾依頼書(第1-1号様式両面若しくは第1-2号様式両面)の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約証書(第2号様式)の写し 1通

- 2 本債権譲渡が行われた場合は、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は部分払(第3条第1項第1号ウに定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)及び中間前金払を請求することはできないものとする。

- 3 第3条第1項第1号ウに定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、契約書第40条第1項による読み替え後の第34条第1項に基づく前金払についても請求することができないものとする。

- 4 債権譲渡先は、受注者が宿毛市による工事完成検査に合格し、引き渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものである。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第16条 融資制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(その他)

第17条 融資制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、宿毛市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分注意すること。なお、融資制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引き渡し債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この訓令は、令和元年10月7日から施行する。